

広報ふちゅう広告掲載に関する実施要項

平成 21 年 2 月 18 日

改正 平成 25 年 4 月 1 日
平成 27 年 4 月 1 日
令和 7 年 2 月 15 日

(趣旨)

第 1 条 この要項は、府中市の印刷物等に掲載する有料広告掲載取扱いに関する要綱（平成 18 年府中市告示第 168 号。以下「有料広告掲載取扱要綱」という。）に基づき、広報ふちゅうに掲載する広告について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要項において掲げる期間区分の定義は、本市が発行する広報ふちゅう 5 月号から翌年 4 月号までのことをいう。

(広告掲載の規格等)

第 3 条 広報ふちゅうに掲載できる広告の規格は、おおむね縦 4.5 cm × 横 17.5 cm（以下「1 号広告」という。）及び縦 4.5 cm × 横 8.7 cm（以下「2 号広告」という。）とし、広告枠の中に「広告（2.5 mm × 6 mm）」の文字を入れるものとする。

2 広告を掲載する位置は、表紙及び裏表紙を除く広報紙の下段とし、市が指定する。

3 広告の刷色は、広報ふちゅうと同じ色とする。

(広告の内容)

第 4 条 広告の内容は、有料広告掲載取扱要綱第 4 条に規定する基準によるものとする。

(広告掲載料)

第 5 条 広告掲載料は、広告枠 1 枠当たり、1 号広告は 30,000 円、2 号広告は 15,000 円とする。

2 広報ふちゅう及び府中市ホームページの両方の広告掲載を、同一の掲載月について申し込む場合は、当該同一の掲載月 1 か月につき、合計の広告掲載料から 3,000 円を減額する。

(広告の掲載期間)

第 6 条 広告を掲載する期間は、広報ふちゅう発行号単位とする。

(広告の申込期限)

第 7 条 広告掲載申込者（以下「申込者」という。）は、掲載を希望する

号の発行日の前々月末日までに府中市有料広告掲載申込書を提出するものとする。

- 2 前項において、申込者は同一期間区分内に限り、複数月にわたる広告掲載を一括して申込むことができる。

(広告掲載料の納付期限)

第8条 有料広告掲載取扱要綱第10条に規定する市が指定する期日は、当該広告掲載日の前月15日とする。

(広告の募集)

第9条 広告の募集は、市のホームページその他市の広報媒体を利用して行う。

(広告掲載の取消し等)

第10条 市長は、有料広告掲載取扱要綱第4条各号及び第12条に該当するときは、申込者への催告その他手続を要することなく、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により広告掲載の決定を取り消した場合において、当該申込者が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。この場合において、既納の広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第11条 市長は、広告掲載において、申込者の責めに帰さない事由により広告を掲載できなかったときは、既納の広告掲載料を全額返還する。

(広告内容等の変更)

第12条 申込者は、広告の内容を変更することができる。

- 2 申込者は、前項の規定により広告の内容を変更しようとするときは、広告を掲載する広報ふちゅうの発行日の1か月前までに、市長に変更の申出を行い、承認を得るものとする。

(広告掲載中止の申出等)

第13条 申込者は、広告の掲載を中止するときは、広告を掲載する広報ふちゅうの発行日の1か月前までに、市長に申し出るものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申出があったときは、広告の掲載を中止するものとする。

- 3 市長は、前項の規定により広告の掲載を中止したときは、既納の広告掲載料のうち、掲載を中止した広告の広告掲載料を当該申込者に返還するものとする。

(その他)

第14条 この要項に定めるもののほか、広告の掲載について必要な事項

は、市長が別に定める。

附 則

この要項は、平成 21 年 2 月 18 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 7 年 2 月 15 日から施行する。